

令和4年2月市議会 教育厚生委員会資料

第41号議案 長崎市立保育所条例及び長崎市立認定こども園長崎幼稚園
条例の一部を改正する条例

目次	ページ
1 改正する条例名	1
2 改正理由	1
3 目的及び概要	1
4 主食の提供実施（予定）	1～2
5 改正の内容	2
6 施行期日	2
7 新旧対照表	3～4

こども部

令和4年2月



1 改正する条例名

- (1) 長崎市立保育所条例
- (2) 長崎市立認定こども園長崎幼稚園条例

2 改正理由

市立保育所及び市立認定こども園長崎幼稚園を利用する主食（米飯・パン）の提供を実施していない3～5歳児クラスの子どもに主食の提供を実施するため、その食事の提供に要する費用を定めるもの。

3 目的及び概要

市立保育所及び市立認定こども園の給食の提供について、国の基準に基づき0～2歳児クラスの子どもに対して、主食及び副食（おかず）を提供しているが、3～5歳児クラスの子どもに対しては、副食のみを提供しており、主食は各家庭から持参している。

しかしながら、各家庭から持参する主食は、種類や量にばらつきがあり、適切な栄養量の確保や把握が難しく、また、夏場は食中毒の危険性が危惧され、冬場はご飯が冷たく固まることから児童の食欲低下に繋がっている。

主食を提供することは、ご飯の匂いや温かさ、食感等を五感で感じることで児童の食欲増進に繋がり、変わりご飯等の提供からメニューの幅の広がりや児童の食に対する興味や楽しみ等へ発展すると考えられる。また、調理終了後、短時間で喫食することで食中毒の予防にも繋がる。

このようなことから3～5歳児クラスにも主食の提供を実施し、より安全安心な給食の提供及び食育の推進を図るもの。

4 主食の提供実施（予定）

(1) 開始時期 令和4年4月1日

(2) 提供場所 市立保育所（5箇所）、市立認定こども園長崎幼稚園（1箇所）

(3) 提供内容及び回数

ア 市立保育所	【2号認定子ども】	米飯 20回、パン 4回	程度	計 24回/月
イ 市立認定こども園	【1号認定子ども】	米飯 16回、パン 4回	程度	計 20回/月
	【2号認定子ども】	米飯 20回、パン 4回	程度	計 24回/月

(4) 保護者から徴収する金額（食材に係る費用相当）

ア 市立保育所	【2号認定子ども】	月額 840円/人
イ 市立認定こども園	【1号認定子ども】	月額 740円/人
	【2号認定子ども】	月額 840円/人

(5) 積算根拠（食材の単価は1回量にかかる費用）

ア 1号認定子ども

食材名	単価(円)	回数(回)	税抜額(円)	税込額(円)
胚芽米	23	16	368	397
パン	81	4	324	349
計				746

1号認定子ども主食費：月額740円（10円未満切り捨て）

イ 2号認定子ども

食材名	単価(円)	回数(回)	税抜額(円)	税込額(円)
胚芽米	23	20	460	496
パン	81	4	324	349
計				845

2号認定子ども主食費：月額840円（10円未満切り捨て）

※ 主食の提供に必要な費用については、令和4年度当初予算に計上

5 改正の内容

長崎市立保育所条例の別表第2及び長崎市立認定こども園長崎幼稚園条例の別表第2の金額を改める。

条例	種別	改正後	改正前
長崎市立保育所条例	2号認定子ども (保育利用)	(主食費)月額 840円 (副食費)月額 5,000円	月額 5,000円
長崎市立認定こども園 長崎幼稚園条例	1号認定子ども (教育利用)	(主食費)月額 740円 (副食費)月額 2,980円	月額 2,980円
	2号認定子ども (保育利用)	(主食費)月額 840円 (副食費)月額 5,000円	月額 5,000円

6 施行期日

令和4年4月1日

7 新旧対照表

(1) 長崎市立保育所条例

改正後			改正前	
○長崎市立保育所条例 昭和24年1月18日 条例第5号 別表第2（第5条関係）			○長崎市立保育所条例 昭和24年1月18日 条例第5号 別表第2（第5条関係）	
種別	区分	金額	種別	金額
法第19条第1項第2号 に掲げる小学校就学 前子ども（満3歳に達 する日以後の最初の3 月31日までの間にあ る子どもを除く。） に対する食事の提供 に要する費用	主食	月額840円	法第19条第1項第2号 に掲げる小学校就学 前子ども（満3歳に 達する日以後の最初 の3月31日までの間 にある子どもを除 く。）に対する食事 の提供に要する費用	月額5,000円（市長 が別に定める要件に 該当する場合は、0 円）
	副食	月額5,000円 （市長が別 に定める要 件に該当す る場合は、0 円）		

(2) 長崎市立認定こども園長崎幼稚園条例

改正後			改正前	
○長崎市立認定こども園長崎幼稚園条例 平成27年12月28日 条例第54号 別表第2（第5条関係）			○長崎市立認定こども園長崎幼稚園条例 平成27年12月28日 条例第54号 別表第2（第5条関係）	
種別	区分	金額	種別	金額
法第19条第1項第1号 に掲げる小学校就学 前子どもに対する食 事の提供に要する費 用	主食	月額740円	法第19条第1項第1号 に掲げる小学校就学 前子どもに対する食 事の提供に要する費 用	月額2,980円（市長が 別に定める要件に該 当する場合は、0円）
	副食	月額2,980円 （市長が別 に定める要 件に該当す る場合は、0 円）		
法第19条第1項第2号 に掲げる小学校就学 前子ども（満3歳に 達する日以後の最初 の3月31日までの間 にある子どもを除 く。）に対する食事 の提供に要する費用	主食	月額840円	法第19条第1項第2号 に掲げる小学校就学 前子ども（満3歳に達 する日以後の最初の3 月31日までの間にあ る子どもを除く。） に対する食事の提供 に要する費用	月額5,000円（市長が 別に定める要件に該 当する場合は、0円）
	副食	月額5,000円 （市長が別 に定める要 件に該当す る場合は、0 円）		

(3) 附則

改正後	改正前
<p><u>附 則</u> <u>(施行期日)</u> 1 <u>この条例は、令和4年4月1日から施行する。</u> <u>(経過措置)</u> 2 <u>第1条の規定による改正後の長崎市立保育所条例の規定及び第2条の規定による改正後の長崎市立認定こども園長崎幼稚園条例の規定は、この条例の施行の日以後の市立の保育所及び長崎市立認定こども園長崎幼稚園の利用に係る食事の提供に要する費用について適用し、同日前の市立の保育所及び長崎市立認定こども園長崎幼稚園の利用に係る食事の提供に要する費用については、なお従前の例による。</u></p>	